西彼町商工会 西海町商工会 大島町商工会 崎戸町商工会 大瀬戸町商工会

西海市商工会合併協議会

協議会」が発足し、

大瀬戸町商工会館で第

大瀬戸町

ニュース

第1号

発行者 西海市商工会合併協議会 事務局 大瀬戸町商工会

西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2278-3 0959-22-0597

西海市商工会合併協議会委員等名簿

(順不同・敬称略)

協議会会長林田 愀 大瀬戸町商工会会長) 協議会副会長 小松屋芳雄(西彼町商工会会長)

- 山﨑 善仁(西海町商工会会長)
- 水谷 重幸(大島町商工会会長)
- 田代 全司(崎戸町商工会会長)

協議会委員

県商工労働政策課	課長補佐	鎌田 真寛
西海市産業振興課	課長	加嶋哲
県商工会連合会	専務理事	水上 啓一
西彼町商工会	副会長	松尾 泰彦
	理 事	山田 守
西海町商工会	副会長	早瀬川辰雄
	理 事	西川 勝則
大島町商工会	副会長	谷口 謙吾
	"	佐藤 実雄
崎 戸 町 商 工 会	副会長	畝本 幹男
	"	松本弥代吉
大瀬戸町商工会	副会長	三 浦 晋
八州八川间上云	"	松本 邦臣

西海市商工会合併協議会が発足

西海市発足を 機に商工会も合併 を目指します

削減等各種課題に対応するた興策推進、集約化による経費 めにも商工会も合併の必要性 なってきま そこで、 で、

ス、行政と連携した商工業振専門的かつ高度な支援サービーででです。新たに広域的、ました。 テ町が合併し西海市が誕生し戸町が合併し西海市が証生しーがでは、新たに広域的、カールのでは、新たに広域のでは、大瀬 が明らかに



十七年四月十三日、「西海市商工会合併

西海市商工会合併協議会の組織・概要

崎 県

海 市 指導 支援

県商工会連合会

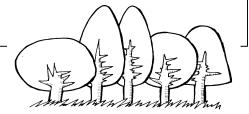


西海市商工会合併協議会

協議会メンバー(合計18名) 構成商工会から会長他2名 県商工労働政策課課長補佐 西海市産業振興課課長 県商工会連合会専務理事

協議会の機能

商工会合併にかかるさまざま な諸課題・事項を検討する。



ワーキンググループ

ワーキングメンバー(合計10名) 構成商工会の事務局長・経営指導員

ワーキングの機能

協議会で協議され る諸課題についての 調査・研究並びに資 料作成等を行う。



各 商 I

合併に関する方針決定 合併に向けての内部調整と事務手続き 会員に対するPRと意見集約、合意形成 合併に向けてのスケジュール作成

回西海市商

丄会合併協議会

を冠して、「西海市商工会」とするこ

商工会法等の規定に基づき、

新市の名称

とになりました。

合併方式の承認

県連合会より商工会合併 るまでの経緯を報告後、 合併協議会が開催されま 商工会館で第一回西海市 今回の合併協議会に至 四月十三日、大瀬戸町

がありました。その後協 等支援事業について説明 議に入り、規約の承認、



会長、副会長の承認、平成十七年度事業計画、 合併

第二回西海市商工会合併協議会 ついて以下のように決まりました。

第2回協議会の日時・場所・提出議案に

その他

日時

平成十七年五月二十日 (金)十四時より

様の記載)

が望ましく、そのためには、その地区も行政区画と一致さ

体の関係に立つものとして、密接不可分に運営されること

しかし、商工会の事業活動は市町村の商工行政と表裏一

において決定するものとされています。

せることが最も望ましいと言えます。(合併特例法にも同

場 所

西海市大島町

可決承認されました。協議事項概要は以下のとおり 新商工会名称、合併の期日等、七議案が

協議会規約の承認

まな内容の規約が決まりました。 議、ワーキンググループ、事務局、 協議会設置のため、名称、任務、 会情等、さまざ 組織、委員、会

一、意見集約・啓発の方法に

について

合併協議会スケジュー

ル

第1回 西海市商工会合併協

団体の再編・統合として商工会は2番目に挙げられていま

長崎県の合併・新市町支援行動計画においても、県関係

す。(1番目は社会福祉協議会)

協議会の正副会長の承認

なりました。 長には他の各商工会会長四名が選任されました。 い、協議会の事務局は大瀬戸町商工会に置くことに (委員等名簿を含めて一面に掲載)また、これに伴 会長には林田悧氏 (大瀬戸町商工会会長)、 副会

平成十七年度事業計画・収支予算書の承認

ţ 六

各種委員会について

各種部会について

<合併協議事項>

新商工会名

西海市商工会

認されました。

合併協議事項の承認

の発行等事業計画及び収支予算が承 合併に関する各種会議等の開催、会報

基本的事項

1.協議会規約

目が承認されました。

新商工会の名称の承認

それに伴い必要な作業として十項 合併の協議事項として三十五項目

- 2.協議会の組織
- 3.合併の方式
- 4.合併の期日

定款に係る基本的事項

- 5.新商工会の名称
- 6.事務所(本所・支所)所在地
- 7.公告の方法
- 8.商工会の事業
- 9.会員の資格
- 10.総会・総代会
- 11.総代の定数及び任期
- 12.役員の定数及び任期
- 13.部会
- 14.青年部・女性部

規約・規程に係る基本事項

- 15.加入金
- 16.会費
- 17.手数料・使用料
- 18.総代の選出方法
- 19.役員の選出方法
- 20.各種委員会
- 21.事務局機構・体制等
- 22.諸規程の整備

その他、運営に関する事項

- 23.支出の精査
- 24.受託事業・事務代行の取扱い
- 25.地域振興事業及び地域固有 の事業の取扱い

を目標とすることになりました。 いわゆる対等合併) とすること 合併の期日は平成十八年四月一日 合併方式については、 合併の期日の承認 新設合併

になりました。

合併目標

五、総会、総代会、役員につ

会員の資格について

公告の方法について

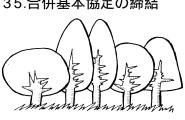
いて

27.財産の取扱い

その他、必要な事項

- 31.新商工会の事業計画
- 32.新商工会の財政計画

- 35.合併基本協定の締結



平成18年4月1日

よる補助金が交付されています。(小規模事業者支援促進

市町村合併と商工会合併の関係は?

商工会合併は、必要に応じて自発的に当事者たる商工会

- 26.各種共済事業の取扱い
- 28.事務処理の統一

合併手続きに関する事項

- 29.設立委員の数
- 30.設立委員会の規程

- 33.合併までのスケジュール
- 34.会員等の意見集約・啓発方法

商工会とは?

祉の増進に資することを目的とします。(商工会法) る商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福 商工会は商工行政の一部を担っていることから、国県に 商工会は商工会法に基づく認可法人で、主に郡部におけ